

改 正 案	現 行
<p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) <u>共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</u></p> <p>(2) <u>一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</u></p> <p>(3) <u>必要な設備及び備品を備えること。</u></p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>(1) <u>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>(2) <u>要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>ニ 便所</p> <p>(1) <u>居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</u></p> <p>(2) <u>ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。</u></p> <p>三 浴室</p> <p><u>要介護者が入浴するのに適したものとすること。</u></p> <p>三 医務室</p> <p>イ <u>医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。</u></p> <p>ロ <u>入居者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</u></p> <p>四 廊下幅</p> <p><u>一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。</u></p> <p>2 <u>前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</u></p>	

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第三節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">(利用料等の受領)</p> <p>第四十一条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。</p> <p>一 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>二 ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める者については、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）</p> <p>三 理美容代</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十二条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上</p>	

改 正 案	現 行
<p>の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。</p> <p>2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。</p> <p>3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。</p> <p>4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。</p> <p>5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p> <p>6 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>8 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(介護)</p> <p>第四十三条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなけれ</p>	

改 正 案	現 案 行
<p>ばならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>5 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。</p> <p>6 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。</p> <p>7 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。</p> <p>8 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。</p> <p>(食事)</p> <p>第四十四条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことが</p>	

改 正 案	現 行
<p>できるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。</p> <p><u>(社会生活上の便宜の提供等)</u></p> <p>第四十五条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。</p> <p>2 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p>第四十六条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入居定員</p> <p>四 ユニットの数及びユニットごとの入居定員</p> <p>五 入居者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>六 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p><u>(勤務体制の確保等)</u></p> <p>第四十七条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送る</p>	

改 正 案	現 行
<p>ことができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。</p> <p>3 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>4 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第四十八条 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七條までの規定は、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第四十六条」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二条第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第四十九条において準用する第二十条」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十三条第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十五条第二項」と読み替えるものとする。</p>	

第六章 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第五十条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第五十一条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の基本方針は、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第一条に定めるところによる。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第五十二条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の設備は、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。ただし、浴室及び医務室については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第五十三条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第九条に定めるところによる。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

改 正 案	現 行
<p>第五十四条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の指定介護福祉施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。</p> <p>(介護)</p> <p>第五十五条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の介護は、ユニット部分にあつては第四十三条に、それ以外の部分にあつては第十三条に定めるところによる。</p> <p>(食事)</p> <p>第五十六条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の食事は、ユニット部分にあつては第四十四条に、それ以外の部分にあつては第十四条に定めるところによる。</p> <p>(社会生活上の便宜の提供等)</p> <p>第五十七条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第四十五条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第五十八条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 四 ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員 五 ユニット部分の入居者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額 六 ユニット部分以外の部分の入所者に対する指定介護福祉施設サービス内容及び利用料その他の費用の額 七 施設の利用に当たつての留意事項 八 非常災害対策 九 その他の施設の運営に関する重要事項 <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十九条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第四十七条に、それ以外の部</p>	

改 正 案	現 行
<p>分にあつては第二十四条に定めるところによる。</p> <p><u>(定員の遵守)</u></p> <p>第六十条 一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設の定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十八条に、それ以外の部分にあつては第二十五条に定めるところによる。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p>第六十一条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで及び第二十六条から第三十七條までの規定は、一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、<u>第四条第一項中「第二十三条」とあるのは「第五十八条」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第四章及び第五章第三節」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第十二條（第四十九条において準用する場合を含む。）」と、第二十二條第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第十一条第五項及び第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第二十条（第四十九条において準用する場合を含む。）」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第三十三條第二項（第四十九条において準用する場合を含む。）」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第二項」とあるのは「第三十五條第二項（第四十九条において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>附 則</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、<u>第二条第一項の規定を指定介護老人福祉施設であつて小規模生活単位型指定介護老人福祉施設若しくは一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないもの又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に適用する場合においては、同項第三号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。</u></p> <p>第六条 平成十七年三月三十一日までの間は、</p>	<p>附 則</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>第二条 平成十七年三月三十一日までの間は、<u>第二条第一項の規定を適用する場合においては、同項第三号イ中「三」とあるのは、「四・一」とする。</u></p> <p>第六条 平成十七年三月三十一日までの間は、</p>

改 正 案	現 案 行
<p>第九条第一項及び第四十一条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び要介護被保険者である旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第四項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）の合計額）」とする。</p>	<p>第九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の規定により要介護被保険者とみなされた旧措置入所者及び要介護被保険者である旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第四項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。）及び同項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事の提供に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事の提供に要した費用の額とする。）の合計額）」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護老人福祉施設のうち入所定員が十九人以下のもの（以下「小規模施設」という。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第二十四条第二項の規定にかかわらず、新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者（当該小規模施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十二条及び第二十二條の二第一号から第四号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する小規模施設については、新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。

3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第六号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあっては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十二條の二第五号から第七号までに規定する業務を行うものとする。

第三条 この省令の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。）であって、新基準第五章又は第六章（第四十条第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。）に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「二十一・三平方メートル以上を標準」とあるのは「二十一・三平方メートル以上」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、新基準第五章又は第六章に規定する基準を満たすものについて、新基準第四十条第一号ロ(2)の規定を適用する場合においては、同号ロ(2)中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第四条 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。）は、指定介護老人福祉施設であって小規模生活単位型指定介護老人福祉施設又は一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設でないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

3 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、新基準第二章及び第六章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、第一項の規定は適用しない。